

議案第12号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する医療過誤による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年9月14日提出

鳥取県知事 平井伸治

1 和解の相手方

鳥取県東部 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金1,524,928円を支払うものとすること。

3 医療過誤の概要

(1) 医療過誤の発生年度

令和2年度

(2) 医療過誤の発生の場所

鳥取県立中央病院

(3) 医療過誤の内容

鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に対し、臓器摘出手術を行ったが、施術の一部を失念してしまったため、追加手術が必要となったものである。